

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月頃、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に採用され、同社が経営する「D」において、ボーイとして勤務していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、同僚が客から盗んだ金銭の一部を受け取っていたにもかかわらず、うそをつき、盗んだ同僚にその責任を押しつけたとして、上司等複数の会社関係者から暴行を受け、同日、死亡した。

死亡診断書によれば、直接死因は「詳細不明」、直接には死因に関係しないが直接死因等の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等は「外傷性血気胸」、死因の種類は「その他及び不詳の外因」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人（請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、会社において従業員の業務上のミスに対して暴力による制裁行為が日常的に行われており、被災者は業務の一環として実施された故意の暴力行為によって死亡したものであると主張するので、以下のとおり検討する。

(2) 本件は、Eが顧客の忘れた釣り銭を着服し、これを使いパチンコに興じ、一緒に行った被災者がこの着服金の一部を受け取ったことに関する事実確認についての虚偽発言及び被災者によるEへの暴力行為に起因していることが認められる。

(3) Fは、要旨、上司が言うことは、基本的に絶対に従うように教育されており、悪さをする従業員に対し暴力を振るうことが頻繁にあり、すぐに暴力を振るうという会社の体質により、従業員の感覚が麻痺し、今回の事件が起きたと述べている。Gは、要旨、今回の事件の数日前にも会社の寮でEに暴力行為を行っており、この時は、被災者もEに濡れ衣を着せられたとしてEを殴っていたと述べている。

(4) 以上みたとおり、会社では従業員の業務上外に関わらず暴力行為が日常的に行われていたことが認められるが、本件はEによる金銭の着服行為及びEと被災者による私的な遊興に起因するものであり、かつ被災者自身がEに対する暴力行為に加担していたことが認められることから、当審査会は、本件暴力行為

の起因はあくまでも私的行為であり、被災者を死に至らしめた暴力行為が業務の一環であるとの請求人らの主張は容認できないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。